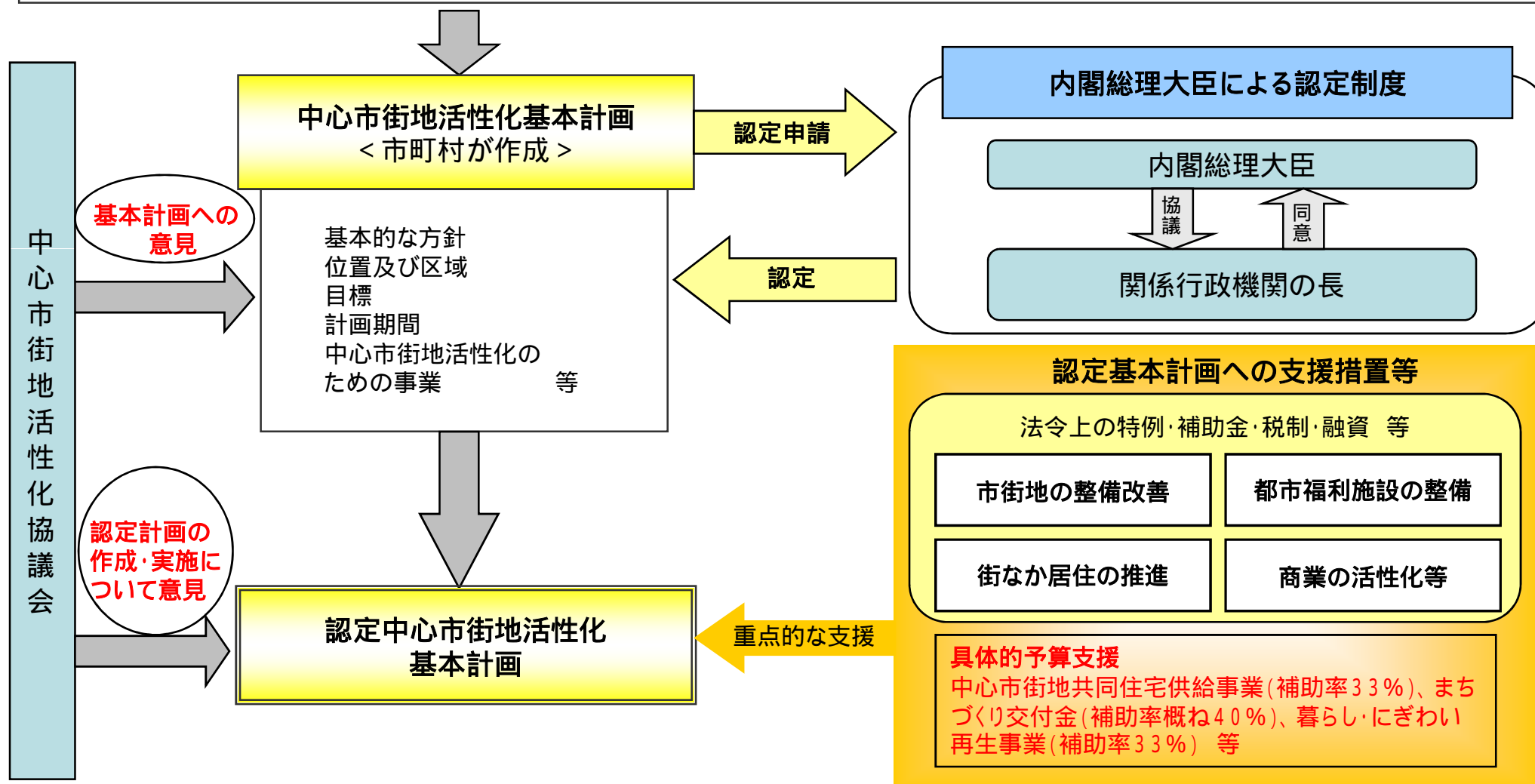


# 中心市街地活性化法

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済の活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 快適で魅力ある生活環境の形成、都市機能の集積、創造的な事業活動の促進を基本とし、地域の関係者が主体的に取り組み、それに対し国が集中的に支援を行う。

基本方針（中心市街地活性化本部が案を作成し、閣議決定）



# 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

## 地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

### スキーム概要

#### 基本方針（国のガイドライン）

主務大臣（国土交通大臣・総務大臣）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定  
国家公安委員会、環境大臣に協議

#### 計画の作成・実施

#### 計画の作成に関して協議

##### 協議会

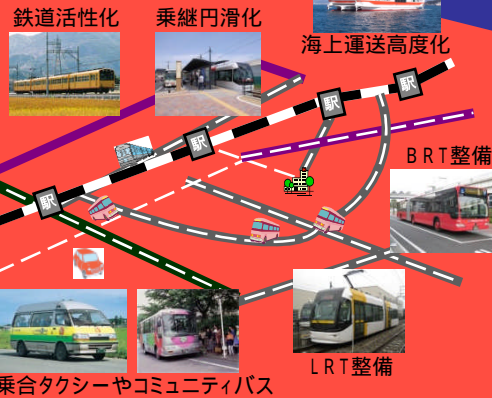
市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会\* 住民\* 等

鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等

- ・協議会の参加要請応諾義務（\*公安委員会、住民は除く）
- ・計画策定時のパブリックコメント実施
- ・計画作成等の提案制度
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務

#### 地域公共交通総合連携計画（市町村が策定）

地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、地域のバス交通の活性化や地方鉄道の活性化など地域住民の移動手段の確保、都市部におけるLRTやBRTの導入や、バスの定時性・速達性の向上、乗継の改善等、地域公共交通のあらゆる課題について、当該地域にとって最適な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進。国は、これを総合的に支援。



#### 予算等

- ・計画策定経費支援(定額)
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮（計画に定められた事業の資金確保に関する、国・自治体の努力義務等）
- ・地方債の配慮
- ・情報、ノウハウの提供
- ・人材育成 等

#### 法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT車両購入費、BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化
- ・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期
- ・鉄道事業における「公有民営」方式の上下分離を可能とする特例
- ・関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化 等

#### 【地域公共交通特定事業】

- ・LRTの整備
- ・BRTの整備、オムニバスタウンの推進
- ・海上運送サービスの改善
- ・乗継の改善
- ・地方鉄道の再構築、再生

# 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）

## 1. 法律の考え方

地域経済の国際的な大競争時代に相応しい新しい企業立地促進策を推進。

キーワードは「グローバル」。  
(グローバル+ローカル)

地域の特性・強みをいかした企業立地促進等を通じ、地域産業の活性化を目指す。

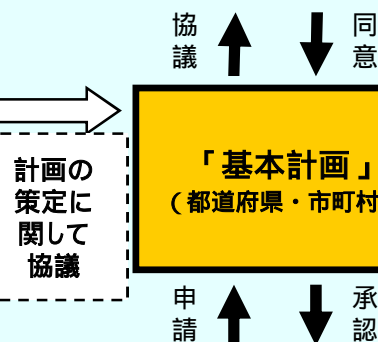
## 2. スキーム

(考え方)

地域の強みを活かした総合的計画  
広域連携をする関係者の強い合意による  
「地域独自の意欲的な取組」を支援することで「多様な産業集積」を全国的に形成。

国：「基本方針」

地域産業活性化協議会



事業者：「企業立地計画」  
「事業高度化計画」

## 3. 支援措置

### 課税の特例・規制緩和措置

立地企業への設備投資促進税制：特別償却の適用（機械等：15%、建物等：8%）

平成20年度税制改正：支援措置の充実（対象業種に食品製造業等の農林水産関連業種の追加、当該業種の最低投資要件の引き下げ（機械等3億円 4千万円（単価1千万円 5百万円）、建物等5億円 5千万円））

平成21年度税制改正：支援措置の充実（対象業種に窯業・土石製品製造業（炭素繊維製造業を含む）の追加。）

工場立地法の特例：緑地面積規制権限の市町村への委譲（緑地面積率の引下げ可能化）

### 予算措置・低利融資等

平成21年度予算額：43.9億円

企業立地に関する手続き・情報提供等のワンストップサービス実現のための「企業立地支援センター」の設置（全国10地域）  
(2.6億円)

本法に基づく基本計画の策定、企業誘致・人材育成活動への助成（補助率：2/3～10/10）  
(22.2億円)

基本計画に位置づけられた貸工場・研修施設等の共用施設の整備費への助成（補助率：1/2）  
(19.1億円)

中小企業の立地等に対する超低利融資制度（日本政策金融公庫）（平成20年度より創設）

小規模企業の立地等に係る設備資金貸付（平成20年度より創設、貸付限度割合は1/2 2/3に引き上げ）

食品製造・加工・販売事業者の立地等に対する債務保証等  
(平成20年度より（財）食品流通構造改善促進機構による債務保証等を創設)

中小企業者の資金調達を円滑化する中小企業信用保険の特例措置

### 各省との連携による支援措置

企業立地促進に係る地方交付税措置（総務省と連携） 300億円程度  
自治体による立地企業に対する地方税減免額への普通交付税による補填3年間、減免額の75%を補填)

平成20年度より支援措置の充実（最低投資要件の引き下げ（食品製造業等の農林水産関連業種：5億円 5千万円、その他の対象業種：5又は3億円 2億円））

企業立地後のフォローアップのための特別交付税の交付

農水省、国交省、厚労省、文科省の施策との連携

## 4. 基本計画の策定状況

19年7月～21年6月同意：47都道府県（160計画）の代表者に同意書を交付

検討中：6計画 【合計：166計画】

# 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律

## 概要

基本方針：主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定

市町村 都道府県 観光事業者 **協議会** 農林水産業者 商工業者 NPO 等

観光圏整備計画の作成に関して協議

観光圏整備計画(市町村、都道府県が作成)

「観光圏整備事業」：地域の創意工夫による**観光圏の魅力を高めるための事業**を具体的に列挙

宿泊



観光資源



交通・移動



案内・情報提供等



「滞在促進地区」：観光旅客の滞在の促進に資する事業を重点的に実施すべき区域を記載

観光圏整備実施計画

事業者が共同して作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

農山漁村活性化法の特例

観光圏整備計画に、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業等を記載した場合、交付金の交付が可能

大臣認定

任意だが、認定を受けると以下の支援が受けられる。

## 国による総合的支援

### 【大臣認定による特例措置】

- ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例
- ・運送事業関係の手續緩和の特例 等

### 【予算等】

- ・予算補助制度の創設(観光圏整備事業に要する経費を国が補助:補助率40%)
- ・税制優遇措置、財政投融资 等

連携

### 【ソフト・ハードの連携】

- ・社会資本整備事業及び公共交通支援における配慮